

理事及び総務の懲戒に関する規則

第一条(目的)

本規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会(以下、理事会とする)が東京大学教養学部学友会員(以下、会員とする)の信任に基づいていること及び理事会が権力の主体であることを再確認するとともに、懲戒を規定することにより、理事及び総務(以下、理事等という)に責任と公共性を自覚させることを目的とする。

第二条(懲罰の要件)

理事会は、以下のいずれかの要件を満たした理事等に対し、第三条または第四条に定める懲戒を加えることを検討しなければならない。

- 一 理事等の業務に怠慢がある場合。
- 二 理事等が故意または過失により学友会の活動を妨げた場合。
- 三 理事等が故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に金銭的その他の損害を与えた場合。
- 四 理事及び総務が、業務外において、業務上知り得た事項を公開し、または公開することを示唆した場合。

第三条(理事に対する懲戒)

第二条のいずれかに該当する理事(本条において、「当該理事」とする)に対する懲戒は次のように定める。ただし、当該理事は、本条に定める懲戒の決議には参加することができない。

- 一 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、当該理事に対し、嚴重注意を行うことができる。
- 二 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、期限を定め、当該理事が理事会の業務に関するシステム及び端末へアクセスすることを禁じることができる。
- 三 理事会は、理事の過半数の賛成をもって、期限を定め、当該理事が学友会室に立ち入ることを禁止することができる。ただし、この規定は、当該理事がサークル担当者として窓口でサービスを受けることを妨げない。
- 四 理事会は、当該理事に対する罰則が本条の一から三をもってしても不十分であると判断したときは、理事全員の賛成をもって、当該理事を選出した評議員会に対し、一週間以内に、以下の対応のうちいずれかを取るよう要請しなければならない。
 - (ア) 当該理事の活動保障費の減額を審議し決定すること。
 - (イ) 当該理事に対する信任投票を行うこと。

第四条(総務に対する懲戒)

第二条のいずれかに該当する総務(本条において、「当該総務」とする)に対する懲戒は次の

- 三 理事の処分に対する異議申し立てに係る評議員会を招集する際には、その理事を選出した評議員会を招集しなければならない。

第八条(地位の保障)

- 一 理事等は、学友会規約および学友会規約に定める機関が制定した規則、それに基づく決定又は理事会より上位の機関が定める事由による場合でなければ、その意に反して、停職され、又は解任されることはない。
- 二 理事会が、総務を停職または解任する際は、必ずこの規則に従わなければならない。

第九条(改正)

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。